

意見書

2023年1月26日
一般社団法人新経済連盟

1. 総論	
1-1. コンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保	
(該当箇所)	(意見)
P1～ その結果、 ・ プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保を通じて、その運用の改善を促すことが有効と考えられること、 ・ 現状の、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保については不十分な点があること、 ・ 総務省は、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保について、行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、速やかに具体化することが必要であること 等の諸点が「第二次とりまとめ」(令和4年8月25日公表)として取りまとめられた。	違法・有害情報対策を検討するに当たっては、このテーマがデジタルビジネスの発展のみならず、表現の自由にも深く関係するものであることを踏まえると、立法事実を欠くものについてまで規制を課すことは厳に避ける必要があり、どのようなサービスを提供する事業者の、どのような行為・状況が問題となるのかについて、抽象的ではなく具体的なものとして明確にしていきたい。例えば、「プラットフォームサービスを提供する事業者」には、様々なサービスを提供する事業者が含まれ得るところ、検討のスコップとなるサービスを限定する必要がある。具体的には、コメント機能を持つ動画配信サービスや、クチコミ/レビューの投稿が可能なECサービスなどについては、「プラットフォームサービス」に該当し得ると考えられるが、規制を導入する場合の立法事実を欠くと考え。 その上で、そもそも立法措置が必要か、萎縮効果を含む表現の自由への悪影響がないか、違法・有害情報といった外延が定かでない概念が法的枠組みになじむのか、実効性を確保できるかなど、多角的な議論を幅広い関係者と意見交換した上で、立法措置導入の是非を含めて慎重に議論すべきである。
1-2. プラットフォーム事業者に求められる積極的な役割	
(該当箇所)	(意見)

<p>P2</p> <p>こうした点を踏まえ、上記の透明性・アカウントビリティの確保方策に関する検討に加えて、表現の自由を確保しつつ、プラットフォーム事業者の積極的な役割を検討することについて、どう考えるか。</p>	<p>透明性・アカウントビリティの確保方策に関する検討に加えて、表現の自由を確保しつつ、プラットフォーム事業者の積極的な役割を検討するに当たっては、当該プラットフォーム上でユーザーが発信する情報の内容について、政府を含む特定の者が事前にチェックする、または情報の削除を義務付けるなど、情報発信を抑制するものとならないことを確保する必要がある。</p>
<p>2. 全体の検討を通じて留意すべき事項</p>	
<p>(該当箇所)</p> <p>P3</p> <p>ユーザ数や投稿数が多い大規模なサービスを提供するプラットフォーム事業者の多くが、海外に拠点を置くプラットフォーム事業者であることを踏まえ、検討にあたっては、内外無差別の原則に十分留意することについて、どう考えるか。</p>	<p>(意見)</p> <p>検討に当たっては、国内に拠点を置く事業者(以下「国内事業者」という。)と、海外に拠点を置く事業者(以下「海外事業者」という。)が、執行面も含めて等しく扱われることが必要である。</p> <p>例えば、国内事業者にもし罰則を適用・執行するのであれば、海外事業者にも等しく適用・執行すべきである。海外事業者には適用・執行しない(できない)のであれば、国内事業者も同様とすべきである。</p>
<p>3. 透明性・アカウントビリティの確保方策の在り方</p>	
<p>(該当箇所)</p> <p>P3</p> <p>具体的には、特定の要件を満たすプラットフォーム事業者に対し、予めコンテンツモデレーションに関する運用方針を策定・公表するとともに(Plan)、運用結果を公表し(Do)、運用結果について自己評価を実施・公表し(Check)、必要に応じて運用方針を改定する(Act)ことを求めることにより、プラットフォーム事業者による自主的な改善サイクル(PDCAサイクル)を確立することについて、どう考えるか。</p>	<p>(意見)</p> <p>事業者に対してPDCAサイクルを行政が義務付けることを通じ、どのような取組を行わなければならないかが実質的に行政の裁量によって決められることにより、事業者による自主的な取組という趣旨を逸脱する仕組みの導入とならないことを確保する必要がある。</p> <p>表現の自由の侵害や検閲とならないよう、PDCAサイクルを求めることも含め、極めて慎重な検討が必要である。</p>

3-1. 透明性・アカウントビリティの確保が求められる事業者	
(該当箇所)	(意見)
<p>P4</p> <p>本来、なるべく多くのプラットフォーム事業者において、透明性・アカウントビリティの確保が図られることが望ましいと考えられる。一方で、透明性・アカウントビリティの確保には事業者にながからず経済的負担が生じることや、ユーザ数や投稿数が多く、利用する時間が長いサービスにおいて、違法・有害情報の流通とそれに触れる機会が多いと考えられること等の諸点を踏まえて、まずは、違法・有害情報の流通の多い大規模なサービスから、サービスの特性等を踏まえ、透明性・アカウントビリティの確保を求めることについて、どう考えるか。</p>	<p>違法・有害情報対策を検討するに当たっては、このテーマがデジタルビジネスの発展のみならず、表現の自由にも深く関係するものであることを踏まえると、立法事実を欠くものについてまで規制を課すことは厳に避ける必要があり、どのようなサービスが問題となるのかについて、抽象的ではなく具体的なものとして明確にする必要がある。その上で、このようなサービスを提供する必要最小限の事業者限定した検討を行うべきである。</p> <p>また、令和4年電気通信事業法改正において、規制対象を巡る議論が混乱し、その混乱が現在も続いていることを踏まえると、対象となる事業者を確定するに当たっては、ユーザーの観点からは同視されるデジタルサービスであっても「他人の需要に応じる」かどうかによって扱いが異なる「電気通信事業」という概念によって整理することは不適切である。</p> <p>例えば、「電気通信事業」の対象であるか否かにより規制の適用の有無が異なるなど、事業の形態等によって差が生じることは適当でなく、また、内外無差別の原則も十分踏まえた上で、対象事業者が検討されるべきである。</p>
3-2. 運用方針及び運用結果の公表	
(1)コンテンツモデレーションの運用方針(実施基準、実施の手続)	
(該当箇所)	(意見)
<p>プラットフォーム事業者におけるコンテンツモデレーションの実施の基準となる運用方針として、措置の対象となる情報や行為、取り得る措置の内容やその</p>	<p>違法・有害情報の判断は、必ずしも基準によって機械的に行うことができるものではないと考えられるところ、そうした性質が考慮されずに判断基準が公表されると、これに該当し</p>

<p>適用にあたっての判断基準、措置の実施のために経ることを要する手続を公表することについて、どう考えるか。</p>	<p>ない類型の違法・有害情報が生じた際には対応が困難になり、コンテンツモデレーションの抜け道を作るおそれがある。</p> <p>したがって、当該判断基準等を定める運用方針の策定及び公表に当たっては、上記の点も踏まえた慎重な検討が必要である。</p>
<p>(2)コンテンツモデレーションの運用結果</p>	
<p style="text-align: center;">(該当箇所)</p> <p>上記(1)の運用方針に沿って、どのようにコンテンツモデレーションが運用されたかを公表することについて、どう考えるか。例えば、削除等のコンテンツモデレーションの実施に係る端緒の件数、端緒ごとに措置が実施された又は実施されなかった件数、根拠となるポリシーや法的根拠ごとに行われた措置件数、苦情申立ての件数やそれに対する対応結果ごとの件数、措置に要した時間の中央値等を公表することについて、どう考えるか。また、これらの数値は、日本のユーザに関連する投稿等に関するものとするについて、どう考えるか。</p>	<p style="text-align: center;">(意見)</p> <p>本案においては、コンテンツモデレーションの対象として、「日本のユーザに関連する投稿等に関するもの」(3-2(2))が想定されていると見受けられるが、具体的に日本のユーザによる投稿等なのか、日本のユーザを対象とした投稿等なのか、あるいは(発信者・対象者にかかわらず)日本で生じた事象に関する投稿等であるかも不明確である。</p> <p>この点については、そもそも対処すべき課題を明確化するとともに、執行に係る実行可能性や、海外事業者も含めた執行面の内外無差別の原則も踏まえ、検討すべきである。</p>
<p style="text-align: center;">(該当箇所)</p> <p>同上</p>	<p style="text-align: center;">(意見)</p> <p>公表を求める項目によっては、分類して件数を計上するだけでも事業者にとっては相当な負担となる可能性があることに留意すべきである。個々の項目について公表する意義を十分に吟味した上で、慎重に検討すべきである。</p> <p>また、各種の件数等を公表することとしても、公表される各項目の定義や内容が統一されていないと、各事業者で計上する件数の前提が異なって比較しにくくなり、件数を公表する意義が薄れることにもなりかねない。公</p>

	<p>表を求める場合には、統一的な整理についても検討が必要である。</p> <p>なお、措置に要する時間はケースによって相当のばらつきがあると予想されるところ、中央値を公表することは適当ではない。</p>
3-3. プラットフォーム事業者による評価、運用方針の改善	
(該当箇所)	(意見)
<p>P4～</p> <p>プラットフォーム事業者が、コンテンツモデレーションの運用について、自ら評価を行いその結果を公表することについて、どう考えるか。また、必要に応じて、プラットフォーム事業者が、自己評価結果に基づいて運用方針を改定することについて、どう考えるか。</p>	<p>事業者に対してPDCAサイクルを行政が義務付けることを通じ、どのような取組を行わなければならないかが実質的に行政の裁量によって決められることにより、事業者による自主的な取組という趣旨を逸脱する仕組みの導入としないことを確保する必要がある。</p> <p>仮に事業者が自己評価を行うとした場合であっても、行政が評価の基準等を定めるのは、表現の自由の侵害や検閲になり得るものであり、慎重な検討が必要である。</p>
3-4. その他透明性・アカウンタビリティの確保が求められる事項(運用体制等)	
(該当箇所)	(意見)
<p>P5</p> <p>コンテンツモデレーションに従事する人員の数や監督者の有無など、実施に係る人的体制の整備や育成状況について、プラットフォーム事業者に公表を求めることについて、どう考えるか。また、これらの整備状況は、日本のユーザに関連する投稿等に関するものとするについて、どう考えるか。</p>	<p>コンテンツモデレーションの実施に係る人的体制や育成状況の公表を求めることの意義が必ずしも明らかでない。</p> <p>人的体制等については、各事業者におけるリソースの配分をどう最適化するかのプロセスにすぎず、コンテンツモデレーションに関して、どのような取組が行われているのかということが重要であるとも考えられるところ、人的体制等の公表を求める場合には、その意義を明確にしていきたい。</p>
(該当箇所)	(意見)
<p>P5</p> <p>また、プラットフォーム事業によっては、AI等による自動処理といった、コンテンツモデレーションの迅速化に資する工</p>	<p>公表内容の検討に当たっては、当該事業者の営業秘密や知的財産権の侵害等、事業活動への不当な影響を招くことのないよう、留意すべきである。</p>

<p>夫を行っているところ、こうした取組状況を公表することについてどう考えるか。</p>	
<p>3-5. 手続の適正性確保のために透明性・アカウントビリティの確保が求められる事項</p>	
<p>(1)コンテンツモデレーションの措置申請窓口</p>	
<p>(該当箇所)</p> <p>例えば、コンテンツモデレーションの申請等の窓口の所在を分かりやすく公表することについて、どう考えるか。また、コンテンツモデレーションの申請等を受けた場合に、プラットフォーム事業者が当該申請等を行った者に申請等の受付に関する通知を行うことについて、どう考えるか。プラットフォーム事業者が当該申請等の受付に関する通知を行ったときには、申請等に係る情報の流通についてプラットフォーム事業者に認識があったものとみなすことについて、どう考えるか。</p>	<p>(意見)</p> <p>事業者が申請に関する受付に関する通知を行うとした場合、事業者が認識しているのは、あくまで「当該申請があった」ということにとどまり、「申請に係る情報の流通」についてまで事業者に認識があったとみなすことは適当ではない。</p> <p>仮に「申請に係る情報の流通」についてまで事業者に認識があったとみなすならば、事業者において当該情報の流通の事実等について必要な調査を行った上で通知する仕組みとする必要があり、当該通知までには相応の時間を要することとなると考えられる。</p>
<p>(2)個別のコンテンツモデレーションの実施又は不実施に関する理由</p>	
<p>(該当箇所)</p> <p>プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションの申請等に対して措置を実施しなかった場合に、申請等を行った者に対して、措置を実施しなかった事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。</p> <p>プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションを実施した場合に、発信者に対して、コンテンツモデレーションを実施した事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。</p>	<p>(意見)</p> <p>有害情報に該当するか否かなど、個別の事案に関する事業者の措置について、判断やその理由について事業者から説明しても、必ずしもユーザーの理解や納得を得られるとは限らない。仮に、個別の事案についてユーザーの理解を得られるまで説明することが必要とされるならば、その実施は困難である。</p> <p>したがって、個別のコンテンツモデレーションの実施又は不実施に関する理由の説明については、上記の点も踏まえた慎重な検討が必要である。</p>
<p>(3)コンテンツモデレーションに関する苦情処理</p>	
<p>(該当箇所)</p>	<p>(意見)</p>

<p>P6</p> <p>コンテンツモデレーションの申請等が認められなかった被害者や、コンテンツモデレーションが行われた投稿の発信者に対して、苦情申出の機会を設けるため、処理手続や窓口について開示するとともに、こうした苦情への誠実な対応をプラットフォーム事業者を求めることについて、どう考えるか。</p>	<p>「誠実な対応」が、どこまでの対応を事業者を求めることを想定しているのか明らかでないが、「苦情」とされるものについては様々な形態、内容のものがあると考えられ、事業者を求める対応については慎重な検討が必要である。</p> <p>また、後述の裁判外の要請とも関連するが、苦情申出等については、外部のADR団体との連携も考えられるのではないかと。</p>
--	--

3-6. 取組状況の共有等の継続的な実施

(該当箇所)	(意見)
<p>P6</p> <p>プラットフォームサービスに関する研究会では、これまで、個別のプラットフォーム事業者や個別のサービスのみならず、日本のユーザに関連する違法・有害情報の全体の流通状況を俯瞰するとともに、プラットフォーム事業者をはじめとする各ステークホルダーにおける取組状況の共有を行ってきたところ、こうした取組について、引き続き、産官学民が協力して、継続的に実施することについて、どう考えるか。</p>	<p>プラットフォーム事業者も含め、関係者が連携・協力して取組状況の共有や議論等がなされることが重要であり、一方的なヒアリングや議論にならないよう留意しつつ、取組を継続することが必要である。</p>

4. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割

4-1. 投稿のモニタリングのフェーズ

(1) 権利侵害情報の流通の網羅的なモニタリング

(該当箇所)	(意見)
<p>プラットフォーム事業者に対し権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることを法的に義務づける場合、検閲に近い行為を強いることとなり、表現の自由や検閲の禁止の観点から問題が生じうると考えられ、また、事業者によっては、実際には権利侵害情報ではない</p>	<p>事業者に網羅的なモニタリングを義務付けることは、事業者の負担という観点からもその実施は現実的ではない。また、指摘されているように表現の自由に著しい委縮効果をもたらすことは明らかであり、到底容認できるものではない。</p>

<p>疑わしい情報を全て削除することにつながりかねず、表現の自由に著しい萎縮効果をもたらす可能性があることについて、どう考えるか。</p>	
<p>(2) 繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントのモニタリング</p>	
<p style="text-align: center;">(該当箇所)</p> <p>P7～</p> <p>インターネット上の権利侵害は、スポット的な投稿によってなされるケースも多い一方で、そのような投稿を繰り返し行う者によってなされているケースも多いとの指摘がある。権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることをプラットフォーム事業者に対し法的に義務づけることには前述した問題があるとしても、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントを対象を限定した上でこれを継続的にモニタリングすることは、権利侵害情報の流通を効果的に抑制する上で有効と考えられるか。その際、そうしたアカウントによる投稿については、プロバイダ責任制限法第3条が定める免責要件に関して、プラットフォーム事業者に情報流通の認識があったとみなすことで、プラットフォーム事業者自身による適切な投稿の削除の促進に資すると考えられるか。その一方で、限定されたアカウントを対象とする場合であっても、プラットフォーム事業者に対し個別の権利侵害情報の流通をモニタリングすることを法的に義務づけた場合、表現の自由に萎縮効果をもたらす可能性があることについて、対象となる発信者のプライバシーへの影響も踏まえつつ、どう考えるか。さらに、悪質な侵害者は</p>	<p style="text-align: center;">(意見)</p> <p>対象となるアカウントを限定したとしても、これに関する継続的なモニタリングを義務付け、また、アカウントの投稿があったことのみをもってプロ責法上も情報流通の認識があったとみなすことには、既に指摘されているように事前検閲等のおそれがあり、表現の自由への影響が大きく、極めて不適切である。</p> <p>また、アカウントの停止や複数アカウントの作成制限等を事業者に義務づけることも、同様に表現の自由への影響が大きく、極めて不適切である。</p>

<p>次々にアカウントを作成することでモニタリングを逃れることが可能であり、また、モニタリングの対象とするアカウントの範囲を法律で明確に規定することも困難であることを踏まえて、どう考えるか。</p> <p>その他、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの対応として、アカウントの停止・凍結等を行うことは、将来の権利侵害の抑止に有効と考えられるか。このようなケースでは、同一人が複数のアカウントを用いて権利侵害情報の投稿を行う場合も考えられることから、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントの保有者が新たなアカウントを作成することや別のアカウントを用いた投稿をすることを制限する措置をとることは有効と考えられるか。一方で、アカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等については、将来の投稿を制限する点においてその影響が非常に大きく、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの対応であっても、公法上義務付けることについては極めて慎重であるべきとも考えられるが、どうか。</p>	
<p>4-2. 要求・請求のフェーズ</p>	
<p>(1) 削除請求権</p>	
<p>(該当箇所)</p> <p>P8</p> <p>人格権を侵害する投稿の削除をプラットフォーム事業者を求める権利は、判例法理によって認められているところ、かかる権利を明文化することは、一定の要件において被害者がプラットフォーム事業者に対して差止請求を行うこ</p>	<p>(意見)</p> <p>法令等で明文化することについては、記載されているとおりメリット・デメリットを踏まえ検討する必要があるが、そもそもこうした人格権を侵害する投稿の削除を求める権利が認められており、被害者がとり得る対応の一つであることについて、国において周知していくことも考えられるのではないかと。</p>

<p>とが可能であるという事実を明確化し、被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資すると考えられるがどうか。一方で、判例法理を明文化するだけでは、現状とあまり変わらず、必ずしも被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資さない可能性もあることについて、どう考えるか。</p>	
<p>(2)プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断の支援</p>	
<p style="text-align: center;">(該当箇所)</p> <p>P8～</p> <p>プラットフォーム事業者は、被害者から投稿の削除の請求を受けた際に、投稿内容の権利侵害性について一定の判断を行うことが求められるものの、必ずしも法律の専門家ではないプラットフォーム事業者がこの判断を行わなければならない現状が、プラットフォーム事業者による削除の遅延を招いている可能性について、どう考えるか。また、そうした場合、削除の判断の迅速化を図るため、プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断を支援するための環境を整備することについて、どう考えるか。例えば、プラットフォーム事業者の判断を支援するための環境整備として、公平中立な立場からの削除要請等の法的位置づけや、要請を受けたプラットフォーム事業者に求められる対応を明確化することについて、どう考えるか。</p>	<p style="text-align: center;">(意見)</p> <p>「公平中立な立場からの削除要請」とは何か、必ずしも明らかでないため、念頭に置いている枠組み等を明らかにしていただきたい。</p> <p>また、例示されているような、要請の法的位置付けや対応の明確化のみでなく、個別具体的な事案の権利侵害性の判断への支援についても検討すべきではないか。例えば、知見を有する外部団体等の協力を得て、事業者がアクセスしやすい支援体制の構築の検討も考えられるのではないか。</p>
<p style="text-align: center;">(該当箇所)</p> <p>P9</p> <p>また、かかる公平中立な立場からの要請に対して、その実効性を高めるた</p>	<p style="text-align: center;">(意見)</p> <p>「公平中立な立場からの要請」の指すところが必ずしも明らかではないが、仮に応答義務を課すとすれば、その内容や規模、件</p>

<p>め、例えば、応答義務を課すことや、要請された投稿を削除した場合の免責を定めることについて、どう考えるか。</p>	<p>数等によっては事業者による対応が困難となり得ることに留意すべきである。</p> <p>他方、要請に応じて削除した場合の免責について定めることは、事業者の円滑な対応に資すると考えられる。</p>
---	---

(3) 行政庁からの削除要請を受けたプラットフォーム事業者の対応の明確化

(該当箇所)	(意見)
<p>P9</p> <p>現状、法務省の人権擁護機関や警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンター等の行政庁からプラットフォーム事業者に対して、違法・有害情報の削除要請が行われており、一定の実効性が認められるところ、かかる削除要請を受けたプラットフォーム事業者が取るべき対応を明確化することは、更なる実効性の向上を図る上で有効と考えられるか。</p>	<p>行政庁からの削除要請については、削除に相当するとする法的根拠を明確に示していただくことで、要請に応じた削除がより行いやすくなると考えられる。</p>

4-3. 削除等の判断・実施のフェーズ

(1) プラットフォーム事業者による削除等の義務付け

(該当箇所)	(意見)
<p>P10</p> <p>プラットフォーム事業者に対して、権利侵害など一定の条件を満たす投稿について削除等の措置を行うことを公法上義務付けることは、この義務を背景として、当該プラットフォーム事業者によって、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除するなど投稿の過度な削除等が行われ表現の自由への著しい萎縮効果をもたらすおそれがあることから、極めて慎重であるべきと考えられるが、どうか。</p>	<p>事業者による投稿の削除等の措置を義務付けることは、表現の自由への影響があまりにも大きく、極めて不適切である。</p>

(2)裁判外の請求への誠実な対応	
(該当箇所)	(意見)
<p>P10</p> <p>プラットフォーム事業者によっては、裁判外での投稿の法的な削除請求に応じないケースもあるところ、裁判外の削除請求や削除要請に関して権利侵害性の有無の真摯な検討などの誠実な対応を行うことをプラットフォーム事業者に求めることは有効と考えられるか。</p>	<p>裁判外の要請についてどのような判断をするかは、一義的には事業者が定めるルールに基づくので、具体的にどこまでの対応を求めることとするのかについては、慎重な検討が必要である。</p> <p>例えば、誹謗中傷等に知見を有するADR団体を認定して、当該機関を通じた削除対応の推進等を行うことなども考えられるのではないか。</p>
5. その他	
5-1. 検討対象となる情報の範囲	
(該当箇所)	(意見)
<p>受信者の属性や文脈によって評価が変化し、法律上の定義が一義的に定まらない有害情報については、プラットフォーム事業者や発信者、受信者との間の権利義務関係の変動をとまなう措置や行政庁からの強制力を伴う削除要請等によって対応することには極めて慎重であるべきであり、まずは、プラットフォーム事業者によるポリシーの策定及びその運用と、それらの透明性・アカウントビリティの確保を通じた対応の適正性を担保する仕組みによって対応されることが必要と考えられるが、どうか。</p>	<p>事業者への投稿の削除等の義務付けは、表現の自由への影響があまりに大きく、極めて不適切である。</p> <p>また、事業者によるポリシーの策定・運用等を求める仕組みとするとしても、事業者に対してPDCAサイクルを行政が義務付けることを通じ、どのような取組を行わなければならないかが実質的に行政の裁量によって決められることにより、事業者による自主的な取組という趣旨を逸脱する仕組みの導入としないことを確保する必要がある。</p>
5-2. 行政の体制や手続	
(該当箇所)	(意見)
<p>3.や4.に記載された事項についてプラットフォーム事業者に対応を求めるに当たって、行政の体制や手続について留意すべき点があるか。</p>	<p>行政の体制や手続の在り方の検討に当たっては、表現の自由への委縮効果をもたらすことがないよう、十分に留意すべきである。</p> <p>また、事業者による対応を求めるとしても、事業者に対してPDCAサイクルを行政が義務</p>

	<p>付けることを通じ、どのような取組を行わなければならないかが実質的に行政の裁量によって決められることにより、事業者による自主的な取組という趣旨を逸脱する仕組みの導入とならないことを確保する必要がある。</p>
<p>5-3. 相談対応の充実</p>	
<p>(該当箇所)</p> <p>P10</p> <p>インターネット上の違法・有害情報による被害の救済に関して、インターネット上の違法・有害情報に関する相談対応の充実を図ることが重要であると考えられるが、どうか。相談対応の充実を図るにあたって、改善すべき現状の課題や留意すべき点はあるか。</p>	<p>(意見)</p> <p>相談対応については国が行うもののほか、誹謗中傷等に知見のあるADR団体を認定し、当該団体による相談受付体制を整備することなども考えられる。</p>